



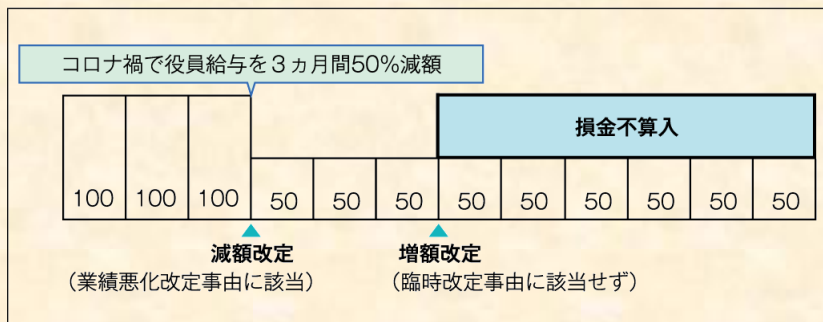
10月1日より、GO TO イート キャンペーンが始まりましたね。食欲の秋とも言いますし、飲食店の利用が活発化していくことでしょう。しかし、依然としてコロナウィルスの感染者数は増減を繰り返し中々落ち着きません。飲食店の利用を促してコロナウィルスに感染してしまつては本末転倒ですし、季節の変わり目で肌寒くもなつてきていますので、体調管理はしっかりと行いましょう。

## ～ 役員給与改定 ～

### 自動的に従来の支給額に戻っても増額改定に該当

コロナ禍において業績悪化改定事由による改定を行う企業の中には、例えば、一定期間役員給与を減額するなどのケースがあります。この場合、期間経過後には自動的に従来の支給額に戻りますが、従来の支給額に戻ったことが**増額改定**にあたるため、「臨時改定事由」に該当しない限り**損金不算入額が生じる**こととなります（図1参照）。  
**臨時改定事由**とは「役員の**職制上の地位の変更**、その役員の**職務の内容の重大な変更**その他これらに類するやむを得ない事情」によりされた役員に係る定期給与の額の改定をいいます。そのため、コロナ禍が沈静化し、客足が戻ってきたことで役員給与の支給額を戻しても、臨時改定事由による改定とは認められないため、注意が必要です。

【図1】 コロナ禍で一定期間、役員給与を減額した場合



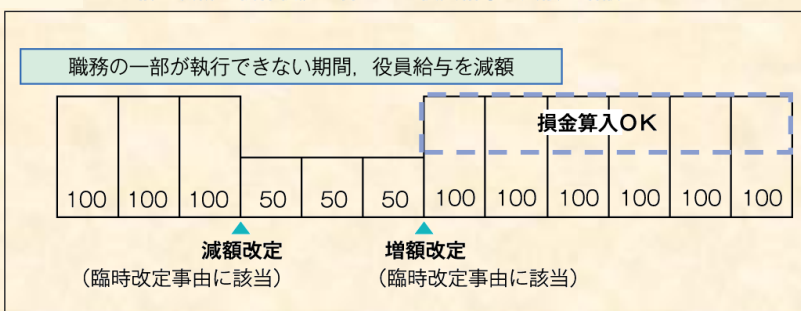
一部のみ  
営業しています

### コロナ禍の職務の執行状況による減額・増額改定も臨時改定事由に該当

コロナ禍において、役員給与の減額改定及び増額改定がいずれも臨時改定事由に該当するケースも考えられます。例えば、中小企業等で役員が営業活動や店舗管理などの役割を果たしているケースも多いと考えられますが、新型コロナの影響による営業自粛などで、その役員の職務の一部を執行できないこともあると思います。この場合、職務の一部を執行できないという状況に合わせて役員給与の支給額を減額し、その後職務を執行できるようになったことに合わせて支給額を増額することは、臨時改定事由による減額改定及び増額改定と認められ、損金不算入額は生じないこととなります。

なお、コロナ禍においては、業績悪化改定事由による減額改定を行ったケースが多いと考えられますが、同時に、上記のような臨時改定事由にも該当しているのであれば、当初の減額事由に関わらず、減額及び増額改定のいずれも臨時改定事由に該当しているのであれば、損金不算入額は生じないこととなります（図2参照）

【図2】 コロナ禍の職務の執行状況に合わせて役員給与を減額・増額



### 【特定従業員等の通勤手当】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後も在宅勤務の実施を継続する企業では、本年10月以降の通勤手当の一部を廃止する企業が多いといえます。

出勤頻度の高い従業員や役員に**限定**して支給する**通勤手当**も、その支給額が非課税限度額の範囲内等であれば、**給与課税は生じない**こととなります。

通勤手当は、会社が負担すべき費用の“実費弁償”であり、支給対象を“特定の従業員等”に限定して



も、業務上会社への通勤が必要であれば、非課税の対象として問題ありません。

例えば、週3回以上の在宅勤務を行う管理部門の従業員等の通勤手当を廃止する一方、工場等への通勤の機会が多い従業員等に通勤手当を支給する場合、その支給する通勤手当の金額が非課税限度額の範囲内等であれば、**給与課税の対象外**となります。



なお、通勤手当が廃止された従業員等が、出社の都度交通費として精算する場合も非課税となります。

### ✿厚生年金保険料の改定

2020年9月納付分より、厚生年金保険料の等級上限が改定されました。

<改定前>

第31級 標準報酬月額 620,000円  
支給報酬月額 605,000円以上  
負担全額 113,460円

被保険者負担額 56,730円

<改定後>

第32級 // 650,000円 ←追加  
// 635,000円以上

負担全額 118,950円 (+5,490円)

被保険者負担額 59,475円 (+2,745円)

保険料を翌月徴収としている会社様は10月徴収分より変更となりますので、ご注意ください。

### ✿雇用調整助成金期限延長（特例措置）

申請期限を9月末としていた雇用調整助成金の特例措置ですが、12月末までに変更となりました。申請書類の枚数も通常と違い大部分が省略されておりますので、今まで申請を見送っていた会社様も、この延長を機にご検討されてみてはいかがでしょうか。

## 今月のあなたの運勢

### ✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
仕事運が良好です。与えられた仕事をしっかりとこなすことで、運氣も好循環します。新しい仕事も舞い込むかも。	健康運に陰りがあります。体調の異変を感じたら、無理をせずゆっくりと休むことが肝心です。	仕事うまくいかず、自信を無くしてしまうかも。旅行等に行って気分転換をすると、運氣が好転します。	新しい才能を発見できるかも。興味があることにとんどんチャレンジしてみましょ。趣味を磨く事も吉です。



## 優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。